




2019年7月1日から改正民法（相続法）が本格施行されました

平成30年10月号で概要をお伝えしましたが、高齢化等への対応のため民法相続編が改正され、今月1日で殆どの項目が施行されました。使い勝手への私見も含めて主な改正内容を再度お伝えいたします。

項目	施行日	内容
1 自筆証書遺言の方式緩和	2019年1月13日以降作成の遺言書に適用される 	従来の自筆証書遺言はすべて自筆だったので、特に高齢者には書く負担が重すぎた。 今後、遺言書本文はすべて自署なのは同じだが、本文が参照する目録はパソコンで作成したリストや通帳等のコピーで良い。その代わりに全ページに（裏面に記載があれば裏面にも）作成者が自署押印する。 <u>作成しやすいただけに保管が重要になる。2020年7月10日施行予定の「法務局における自筆証書遺言の保管制度」を利用すると、コストが安く安全で、また裁判所での「検認」が不要になるなど、非常に有力な方法になると期待される。</u>
2 預貯金の払戻し制度の創設	2019年7月1日以降の払戻しに適用される（7月1日以前に開始した相続にも適用される） 	遺産分割協議前でも、各相続人が単独で各金融機関から一部払戻しが可能。払戻し額の上限は「金融機関別残高×1/3×法定相続割合」 1金融機関あたり各相続人の払戻し上限額は150万円 ただし法定相続人数確定のために、相続開始後の戸籍一式を揃える必要があるため、葬儀に間に合わせるのは非常に難しいと思われる。
3 婚姻期間が20年以上の夫婦間での居住用不動産の贈与等に関する優遇措置	2019年7月1日以降の遺贈・贈与に適用される 	法律上、「居住用財産の贈与は遺産の先渡しではない。」と推定されることになったので、今後通常は過去に贈与された居住用財産を遺産分割協議に含める必要がない。 配偶者の財産確保やトラブル軽減に有効とみられる。
4 遺留制度の見直し	2019年7月1日以降の相続に適用される	遺留分を請求すると、従来は不動産等が当然に共有状態になることがあった。今後は遺留分侵害額に相当する債権となるため、金銭による早期決着が図られると期待される。
5 特別の寄与の制度の創設	2019年7月1日以降の相続に適用される	相続人以外の被相続人の親族が、亡くなった方への療養看護等を行った場合の貢献（寄与）に対して、相続人に金銭の請求が可能。
6 配偶者居住権の新設	2020年4月1日以降の遺贈又は相続に適用される	配偶者（例：妻）が夫の死亡時に夫の建物に住んでいた場合、「配偶者居住権」を取得（遺贈も可）することで、住まいを確保できる。これは一代限りで譲渡不能。 親族関係が複雑化した場合など、所有権と分けて有効に利用できる場合があると思われる。

@ 7月の予定

- 7/10・6月分源泉所得税
・住民税の特別徴収税額納付期限
- 7/31・5月決算法人の確定申告
・2,8,11月決算の消費税及び地方消費税の中間申告,

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

